

# 社会福祉法人 宮城県身体障害者福祉協会

## 1. 「基本理念」

すべての人が尊重され、安心して暮らせる社会を実現します。

## 2. 「基本方針」

- ア 障害者福祉および地域福祉に貢献します。
- イ 複雑化する地域ニーズに対して、主体的に取り組めます。
- ウ 障害当事者団体として、こころ豊かな社会を目指します。
- エ 利用者の尊厳を守り、安心と安全を提供します。
- オ 事業運営の透明性を向上します。
- カ 職員の専門性と倫理観の向上を目指します。
- キ ボランティアや福祉人材の育成に取り組めます。

## A . 社会福祉事業

### ．法人本部

#### 運営の基本方針

##### 1 . 地域生活

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が、本年4月から施行されます。本法の施行に安心満足することなく、より実効性のあるものとするために障害当事者からの働きかけが重要です。

また、東日本大震災から5年が経過して、一部の被災地では新しいまち開きや災害公営住宅への入居が進む一方、まちづくり計画の見直しや住民合意が得られずに復興が進まない所があり、格差が出てきております。さらに、5年の集中復興期間が終了して復興・創生期間へと移り、被災市町村にも復興事業経費の一部負担が生じることの影響が懸念されます。

これらのことに合わせて「安全安心な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に向けた各種協議の場への積極的な参画が必要と考えます。さらに、各市町村協会においては、会員の高齢化や減少によるさまざまな課題を抱えており、地域の活性化と連携、今後の事業展開に向けた検討を引き続き行います。

##### 2 . 制度改革

昭和26年に社会福祉法人の制度が創設して以来、65年ぶりの大改革が行われます。その基本である公益性と非営利性を高め、国民への説明責任と地域社会への貢献が求められます。その内容には、内部統制機能を果たす仕組みを作り経営組織の強化を図ること、情報開示による運営の透明性、適性公正な支出の管理、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下などがあります。それらを実施するための基盤整備として、本年度は定款変更、組織の改編準備等に取り組みます。また、本年5月末で役員および評議員の任期満了による改選を迎えます。制度改革に対応した内容での改選を行います。

##### 3 . 施設経営

施設の経営に関しては、不忘園の建築がいよいよ着手されます。来年度のオープンに向けて移転が円滑に実施できるように計画的にあたります。その他の各事業所においても、従前にも増して利用者本位のサービス提供と、社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営、および各地域における公益活動についても検討を行います。

##### 4 . 地域との協力、地域公益活動

宮城県社会福祉協議会や仙台市宮城野区社会福祉協議会をはじめとして、地域の福祉関係団体との協力体制の構築をはかります。さらに、地域の自立支援協議会や地域における福祉関連諸会議にも積極的に参加して参ります。

また、地域との関連事項に関する各施設の事業計画は以下を参照ください。

杏友園	P 7
不忘園	P 1 2
啓生園	P 1 8 ~ 1 9
第二啓生園	P 2 3 ~ 2 4
福祉センター	P 3 2

### 重点事項

- ・ 安心安全な環境づくり、共に支え合う地域社会の実現に向けた参画
- ・ 社会福祉法人の制度改革への対応
- ・ 社会福祉法人の使命に基づいた健全かつ安定した経営
- ・ 利用者本位のサービス提供

### 組織運営委員会 他

理事会	年度内 4 回以上
評議員会	年度内 4 回以上
常任理事会	年度内 4 回以上
監事会	年度内 2 回以上
役員選考委員会	必要回数
内部監査	必要回数
制度改革に関連する会議	必要時
苦情解決制度第三者委員会	必要時
指名委員会	必要時
施設長会議	毎月 1 回以上
職員研修会	年度内 1 回以上
正職員登用試験	年度内 2 回

## ・杏友園

### 運営の基本方針

平成25年度に施行された障害者総合支援法の3年後の見直しが間近に迫り、さらに、今年度4月には「障害者差別解消法」が施行されるなど、社会福祉事業を取り巻く環境がさらに変化をしていく中、基本的な性格として「公共性」「公益性」「非営利性」「純粋性」という4つの使命と役割を通し、健全かつ適切な運営を目指します。

入所利用者の皆様への支援につきましては、高齢化重度化の容態をよく理解し、安全で快適な施設利用を目指し、サービス管理責任者を中心に個別支援計画の充実と実施を適宜行い、満足いただけるようなサービスの提供に努めます。

通所利用者の皆様につきましては、日中活動内容の充実に努め、楽しく一日を過ごしていただけるよう、個々人に合った、メリハリのある日中活動プログラムの作成を行っていきます。また、食事・入浴・排泄などのADL面に関しましては、安全安心を基本に丁寧な介助介護に努めます。

短期入所事業に関しましては、担当職員による家庭訪問や本園への見学などを通し、障害程度や障害特性の理解に努め、本人と家族が信頼をもって施設を利用していただけるよう支援します。

職員の資質の向上につきましては、人事評価制度の調査研究と併せ、職員一人ひとりが高い倫理観と規範意識の保持を促せるよう、各研修会を通し、自己研鑽の機会の提供に努めます。

家族会の皆様には、福祉を取り巻く環境の変化や法的な整備の変更などの情報提供に努めると共に、家族会総会・施設行事などへの積極的な参加をいただき、利用者と家族の共用時間の提供に努めます。

地域の皆様に関しましては、宮城東部地域自立支援協議会との関係性をさらに高め、近隣地域の方々と施設の関係性の構築に努めます。

## 1. 支援計画

### (1) 生活介護事業・施設入所支援事業

サービス等利用計画および個別支援計画に基づき、利用者個々の希望に応じた支援を行い、自己実現・生活の質の向上・健康維持を図ります。

また、施設における各種行事・クラブ活動・利用者の希望による旅行・招待行事やスポーツ大会への参加を企画し、余暇活動の拡充と社会参加の促進を図り、充実した生活を支援していきます。

利用者の皆様が快適に暮らせる生活空間の提供

利用者個々の身体状況・健康状態に応じた適切な介護の提供

介護機器の適切な活用による安全で確実な介護体制の保持

- (a) 居室、浴室設置の天井走行リフト
- (b) 移動可能な床走行リフト
- (c) 低床型ベッド
- (d) トイレチェアー

- ( e ) 入浴用シャワーキャリー
  - ( f ) 床走行式スタンドアップリフト
    - 利用者の咀嚼・嚥下状況と嗜好を考慮した食事の提供
    - 利用者の希望を反映した余暇活動・レクリエーションの実施
  - ( a ) 四大大行事 ...花見会、夏祭り、芋煮会、忘年会
  - ( b ) 旅 行 ...宿泊旅行、日帰り旅行（近県名所、温泉地等）
  - ( c ) 外 出 ...初詣、買い物、各種イベントへの参加、スポーツ観戦
  - ( d ) ミニ行事 ...マグロ解体ショー、節分、調理、有志の食事会
  - ( e ) クラブ活動...園芸、スポーツ、車いすダンス、芸術鑑賞、ミュージック、ゲーム
- 利用者の自治会運営に対する助言と支援の継続

## ( 2 ) 生活介護事業（通所）

二市三町において、地域支援の役割を担い、各相談支援事業所や関係市町村と連携を図り、サービス等利用計画に即した、個別支援の充実に努めます。

日中生活介護事業の中で、食事・入浴・送迎・外出支援・グループ活動・クラブ活動等の支援について、入所・通所のサービスの均一化を図り、利用者の皆様の個別性を把握し、ADL状況に応じた介護や余暇活動を支援していきます。

医療面におきましても、医療的ケアの必要な重度障害者の受け入れと、在宅では難しい各種検診や予防接種の機会の提供や日々健康管理に努め、安心して生活していただけるようにします。

また、QOLの向上を目標に、家族を含めた個別面談の機会を設けることで、活発に意見を交換し、利用者の意向と生活の実態に即した支援に努めます。

## ( 3 ) 短期入所事業

ご家族や関係市町村、各相談支援事業所、宮城東部地域自立支援協議会との連携を図り、在宅（地域）支援の一役を担い、サービス提供の向上に努め、在宅障害者のニーズに対応できるような体制を充実していきます。また、介護用リフトの活用・摂食嚥下状況に応じた食事を提供することで、重度の障害をお持ちの方に対しても、安全・安楽な介護を行っていきます。

## ( 4 ) 健康管理

利用者個々の体調の変化を見極め、高齢化に伴う機能低下による異常などを早期に発見し、早期治療につなげるよう支援していきます。また、医療機関との連携を図り、安心して日常生活を送れるように、健康管理に努めます。

基本的な生活に欠かせない食事、睡眠、入浴、排泄等の支援  
健康維持のための各種検診の実施

- ( a ) 基本健診...心電図、採血（アルブミン値検査含む）
- ( b ) 胸部X線検査
- ( c ) 尿検査（糖、潜血、蛋白）
- ( d ) 癌検診...大腸癌検診、乳癌検診、子宮癌検診

嘱託医と看護師による健康に関する相談および、日々の健康チェックの徹底  
嘱託医園内診察...内科医(月1回)、精神科医(1ヶ月~2ヶ月に1回)  
希望者には有料で訪問歯科(月2回)、訪問マッサージ(週1回)  
感染予防対策をおこない、日常における手洗いとうがいの励行の徹底  
インフルエンザの予防接種と対策  
服薬、通院、入院等の支援  
職員の健康管理、感染症予防対策の啓蒙

#### (5) 機能訓練

生活の拡大および質の向上を目標に、利用者の生活機能・生活環境の把握に努め、個別ニーズに応じた支援を行っていきます。

加齢や廃用による心身機能低下を防ぐため運動機会の確保  
生活環境適正化のため、補装具、福祉機器の適合評価・導入支援  
介護事故予防、過重な介護負担解消のための生活様式および介護方法の検討・提案

#### (6) 食 事

利用者一人ひとりの健康状態を維持するために、加齢・身体状況(摂食・嚥下)、栄養状態を把握して、個々の栄養管理と栄養のバランスに配慮した献立に基づく、安心・安全な食事の提供に努めます。

他職種の理解・協力を得ながら連携を図り、利用者の摂食状況に応じた食べやすい段階食事形態基準に基づく個々の嚥下能力に適應した常食、ソフト食の充実と形態の完結を目指し、必要に応じては病院の嚥下機能検査につなぎ、安全に食事を召し上がっていただくために医師、言語聴覚士の指示を仰ぎます。

2ヶ月に1回開催される「給食会議」からの意見を反映した献立を実施し、また選択メニューやバイキング食、誕生月リクエストメニューの実施。行事食、伝統料理、郷土料理を目で楽しみ味わっていただくために、食形態に合わせた食事(常食、ソフト食)を味・彩・硬度を活かして提供していきます。

(a) 四季の膳 ...春の膳、夏の膳、秋の膳、冬の膳(鍋料理)

(b) イベント食...お花見、おやつの日、寿司の日、芋煮(山形風・宮城風)、忘年会料理、おせち料理、マグロ解体ショー、ひな祭り料理、家族ふれあいの日会食等

給食委託業者の協力を得ながら、コスト管理・衛生管理・形態別基準栄養量を充足していきます。

非常時に備えた備蓄品の管理、チェックを定期的実施し、賞味期限内に献立に取り入れることにより、非常食を体験していただく機会を設けていきます。

## 2. 家族との関係

利用者の加齢に伴う身体機能の低下が顕著であることから、生活支援の変化などについて随時情報を提供していきます。家族との関係が希薄にならないよう、担当職員からの手紙や年2回発行の機関紙「杏マリン」の中でも、利用者の生活の様子をお伝えして

いきます。また、家族との交流の機会として、施設行事にできるだけ参加いただけるような計画の立案をしていきます。

### 3．地域公益活動

今後も施設の開放（多目的ホール・会議室の無料貸し出し）や町内会への機関紙配布を通して、地域との繋がりをさらに強化していきます。また、施設でのイベント開催時には、町内会や市の広報を通して案内をおこない、参加を呼び掛けるとともに、塩釜市社会福祉協議会との関係を強化していきます。このほか「しおかぜまつり」や、市内のインターアクトクラブへのキャップハンディ体験支援を通して、福祉の啓発活動に努めます。

### 4．職員の資質向上

サービス提供の質の向上を図るために、様々な研修会に職員を派遣するとともに、施設内研修を企画・実施し、スキルアップを図ります。

また、職員の自主研修を奨励し、個々の資質を高めるための環境整備を行い、職業人としての自覚を深めます。

#### （1）施設内研修

- 新任職員研修
- 外部講師による研修会
- 接遇・虐待防止に関する研修
- 介護・医療・訓練・栄養等の各分野の学習会
- 各種委員会が主催する学習会

#### （2）施設外研修

- 全国・東北・県単位の身体障害者施設協議会が主催する研修会への派遣
- 各種研修会への派遣
- 他施設との交換研修および情報交換
- 宮城東部地域自立支援協議会が主催する研修会

### 5．安全管理と防災対策

「安全防災委員会」の計画に則り、利用者が安全に生活できるよう、施設設備の整備点検や防災等についての研修を実施し、利用者の安全管理に配慮していきます。

また、宮城東部地域自立支援協議会の災害ネットワークを通して地域との連携を深め、防災訓練を実施することで防災意識についての啓発を行い、非常時の防災・安全確保に努めます。

#### （1）防災対策

火災や地震、津波等を想定した避難、通報訓練を利用者参加の上で実施すると共に、備品・設備等の整備を定期的に行い、防災体制の強化を図ります。

##### 防災訓練の実施

##### （a）総合防災訓練

- ( b ) 夜間 ( 想定 ) 避難訓練
- ( c ) 非常通報訓練
- ( d ) 津波避難ルートおよび避難場所の確認  
消防設備法定点検、自主点検の実施  
非常食、救急用品、介護用品等の備蓄

( 2 ) 安全管理

利用者が安心・安全に暮らせるよう生活環境の安全確保に努めます。

- 「リスクマネジメント委員会」による事故対応、予防の取り組み
- 感染症対策や、救急処置 ( A E D の使用方法含む ) についての研修
- 施設設備、備品等の定期的な点検およびメンテナンス
- 外出時における安全確認の徹底
- 消防による防災や救急救命についての研修の実施



## ・ 不忘園

### 運営の基本方針

障害者差別解消法のスタートと同時に、社会福祉法人制度改革に伴う地域貢献活動の展開など、私たちの施設は、施設利用者の社会参加を促進し近隣地域に開かれた事業展開が求められています。

今年度は、私たちにとって新施設への移転に向けた、この地域で過ごす最終年となりました。

長年、地域の方々には防災訓練や清掃奉仕、芸能ボランティアとしての公演、そして施設行事への参加を通じて、数多くのご支援とご協力を賜り、交流を重ねてまいりました。その方々に対し感謝の意を表す催し「感謝の会（仮称）」を企画実施します。

慌ただししい移転準備や作業工程によって利用者が混乱することのないよう、分かりやすい説明を重ねながら移転準備ならびに生活支援の配慮に努めます。同時に、プライバシーの保護を目的とした同性介護の必要性を全職員が自覚し、サービスの提供を図るとともに、同性介護によって陥りやすい欠点も併せて分析し、充実した介護体制の検証を重ねていきます。また、その人らしい暮らしの多様性を尊重した支援を心がけ、サービス管理責任者を中心に利用者の願望に配慮した個別支援計画を作成・実施し、利用者の有する様々な権利を尊重するとともに、年齢や経験、障害特性、価値観に十分配慮した支援をしていきます。

利用者の高齢化・重度化を鑑み、今後想定される疾病や怪我のリスクを予防するために、身体機能、骨密度等健康診断を実施し、日常生活で医療機関あるいは嘱託医の指示のもと、看護師、栄養士、理学療法士、生活支援員が連携協調し、利用者一人ひとりの身体状況の把握と具体的な支援が効率よくできるような体制の整備を目指します。

一方、地域の拠点として、当施設は人材や設備の活用他、外部連携や災害時拠点として、地域のニーズを聞きながら、積極的な福祉情報の発信やボランティア・実習生の受け入れなど、地域の福祉拠点として貢献活動に取り組んでいきます。

### 支援計画

#### 1．生活介護、入所支援事業

##### (1) 生活班

障害の重度化・多様化、意思表示の困難な利用者や精神的支援を必要とする利用者の増加にともない、個別支援実施書をもとに、利用者の状況に合わせた、安全で安心できる生活を提供していきます。生活全般の支援については、利用者のニーズに基づく個別支援計画の実現に向け支援をおこなうとともに、施設側で計画した利用者の求める様々なサービスについて自己選択・自己決定できるように進めていきます。

新施設開所を控え、新しい環境下におけるサービス提供のあり方への職員間のコンセンサス形成や、引っ越しを含めた環境整備、支援方法の見直しを進めながら、新施設への移行が職員利用者共にスムーズに行えるように検討と準備を進めていきます。

また、「不忘園」の最終年度でもあることから、日々の活動や行事等がより今まで以上に色濃い思い出となるよう創意工夫をして支援をしていきます。

利用者個々の意思と尊厳を重視した介護を行い虐待防止対策の充実。

個々の介護技術のレベルアップと統一した介護。リフト使用による抱えない介護

体制の構築。

地域社会との連携を図るために情報の発信とボランティアの確保。

社会福祉協議会や地域の小中学校・高校などとの連携。

日中活動プログラムの充実と創意工夫。

(フライングディスク、風船バレー、書道、絵画、各行事の看板作り、季節を取り入れた創作活動など)

地域の方との交流や家族が参加できるような企画と実施。

(花見会、不忘まつりなど)

日常生活用品等の購入、趣味や季節を取り入れた外出機会の充実。

(市内外出...月4回程度、市外外出...月1回程度、その他利用者の状況に合わせた外出)

宿泊旅行の実施や外部イベント(スポーツ大会等)への参加支援。

旅行... (利用者の希望に合わせて年間7~8回程度)

スポーツ大会... (フライングディスク、風船バレーなど)

利用者自治会への運営支援。

生活環境の整備。

(居室の清掃、年末の大掃除、修繕等を含め利用者が住みやすい生活環境作り)

新施設でのサービス提供の検討、準備。

## (2) 健康班

健康的な生活の基礎となる健康管理、身体機能の維持、栄養管理の各分野で必要な情報を検査や分析によって、医療機関や嘱託医と密接に連携し支援を行っていきます。

また、心身の健康状態が長期的に維持できるよう、日々の状態把握や観察を心がけ、看護師、栄養士、理学療法士の健康班スタッフが、情報交換を積極的に行い生活班スタッフと連携しながら総合的な健康管理と身体状況の把握に努めます。

### 1) 看護

日々の身体観察を行い早期発見・早期受診等の医療機関との連携

身体機能の維持に必要な各種検診の実施と、嘱託医による診察

(a) 基本健診・・・心電図、採血、視力、聴力、胸部X - P (年1回)

(b) 尿検査・・・糖、鮮血、蛋白、ウロビリノーゲン (年2回)

(c) 体重測定・・・全員年4回 (個別に必要な方は毎月)

(d) 血圧測定・・・入浴前全員測定 (個別に必要な方は毎日)

(e) がん検診・・・大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんなど対象者全員

(f) 腸内細菌検査 (年1回) 肺炎球菌ワクチン (必要な方)

(g) 骨密度検査・・・女性利用者の測定可能者~年1回

・男性利用者で必要な方~年1回

感染症の発生、蔓延防止。(インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス)

(a) 日常における基本の手洗い、マスク着用、嗽励行の徹底 (職員、利用者からの理解と協力を得る)

- ( b ) インフルエンザ予防注射の実施 ( 70 歳以上は 2 回実施 )
- ( c ) 施設内消毒の徹底
- ( d ) 感染時の対応マニュアルの徹底

## 2 ) リハビリテーション

高齢化・重度化する利用者の身体的変化を把握するために、医療機関と連携し身体の状態把握や訓練の方向性を意見交換する事により、その利用者一人ひとりに合わせたリハビリテーションの実施に努めます。

個々の利用者が施設内外での様々な活動機会に無理を感じることなく参加できるよう、関係職員と連携協力をしながら支援していきます。

機能訓練は各利用者にあわせた訓練メニューを提供し、身体に負担が生じることなく身体機能の維持・向上が図られるよう利用者本人やご家族と良好な関係を築きながら計画・実施していきます。

また、それぞれの生活環境で使いやすい車椅子や補装具の提案・環境調整に係る関係機関との連絡調整、あるいは市町村との申請手続き等を行っていきます。

身体機能評価。( 医療機関での身体機能診断による連携評価の実施と施設内における利用者個々の身体計測の実施 )

各利用者に適したリハビリメニューの作成・実施と個別支援計画との連動

物理療法による疼痛の緩和、徒手による身体のコンディショニング

機能維持にかかる日常動作支援について、介助スタッフと連携強化

集団リハ ( 障害者スポーツ ) を通じた活動機会の提供

日中活動での運動メニューに機能訓練的な要素を助言指導

補装具・日常生活用具申請手続 ( 身体・生活環境に適合した提案 )

## 3 ) 栄 養

利用者一人ひとりの栄養、健康状態を確認しながら、身体機能の維持、増進のためにバランスのとれた栄養を摂取できるような献立作成に努め、多職種間で連携をとり食支援に努めます。

また各会議 ( 給食会議、栄養士と語る会 ) の内容を反映した食環境の整備や、食事に対する利用者の嗜好や意見を反映した献立づくりに努めます。

定期的な摂食指導の歯科医の指導のもと、「口から食べる」支援を行ってまいります。また、使いやすい食具を使用します。

嚥下 ( 障害 ) 困難者への食事提供について、様々なアイデアや研鑽をかさね、できるだけ、安全に経口摂取できる食形態の開発について、厨房委託業者と協同で取り組んでいきます。

厨房委託業者と連携をし、新しい施設での設備等の使用について準備検討をかさね、移転後に支障が出ないよう様々な業務を試行していきます。

非常時でも食事提供ができるよう、非常食ならびに使用器具の備蓄をし、定期的に点検いたします。

## 2. 家族との関係

新施設への準備にむけ、家族への連絡あるいは説明の機会は今後増えていきます。

長年過ごされた利用者およびご家族には、当園で過ごした日々を素敵な思い出として記憶していただけるような催しを企画していきます。

また、ご家族が高齢のため成年後見人の導入や身元引受人の変更など、関係者の世代交代が徐々に始まっており、そういった意味でも、今後ご家族あるいは関係者との連携強化を図る取り組みが必要と考えます。

具体的には、ご家族向けの時代世相を反映した内容の講演会を企画し、ご家族の立場でお悩みのテーマを設定した情報交換の場を展開し、より一層信頼され好感を持っていただける質の高い施設運営に資する取り組みを行っていきます。

## 3. 地域との連携

施設を利用する方々が、地域の方々と日常的な会話を通してふれあう機会のない環境のなかで、施設へ足を運んでいただくことを期待するのは非常に困難な状況です。

むしろ施設利用者が地域へ出ていき、障害への理解を深めていただき、良好な理解を得る活動を昨年に引き続き展開していきます。

また、今年度も白石市からの委託事業を受け、「在宅重度身体障害者生活支援事業」を通して在宅での生活に不便を感じている方々に対し、移送サービス、入浴サービスなど居宅生活のサポートをしていきます。

### < 具体的な地域公益活動 >

昨年はじめて、近隣小学校と共催で施設利用者とスポーツを通じた交流の場を設けた結果、児童および教職員の方々に非常に良い評価をいただき、今年度も継続の意向があり小学校での交流活動を実施します。

昨年同様に地域のボランティア組織による清掃奉仕作業や慰問活動を積極的に受け入れます。

毎年開催している近隣地区合同の防災訓練を地区消防団、婦人防火クラブ、地区住民に参加いただき総合防災訓練を実施します。また、白石市福祉施設の一つとして「災害時における避難行動要支援者の受入等の協力に関する協定」に基づいて当施設の機能を提供し、協力していきます。

機関紙「ひまわり」を地区長はじめ白石市内各関係機関に送付し、障害者並びに施設に対する正しい理解へとつなげます。

施設の持つストレングスには、介護に関する知識や技術情報などもあり、地域の方々のニーズによっては介護技術講習の実施ができるよう準備します。

白石市内の福祉施設と協賛で開催する「白石健康福祉まつり」において、市民はもとより、来場者に施設の役割や事業内容、そして今年度で閉園となる施設の足跡を広く紹介し、地域との連携と関係性の周知に努めます。

#### 4. 職員の資質向上

利用者の皆様に、信頼と安心をお届けできる質の高い支援を習得するために、様々な分野の情報を集め、職員各々が意欲と向上心を刺激し合いながらレベルアップをはかり、利用者や施設運営に貢献することの大切さを理解していただくように努めます。

また、一般的なマナーや職務態度など障害者虐待の防止に役立つ研修を継続して行い、組織としての規律性、協調性、積極性を高める研修も企画実施していきます。

##### (1) 施設内研修

新任職員研修（法人の研修、事業所単位の研修）

外部講師による研修（法人の研修、事業所単位の研修）

介護・医療・リハビリ・栄養等の各分野の内部勉強会

##### (2) 施設外研修

全国、東北、県内の身体障害者施設協議会研修会への参加

各種(専門)研修会への参加

他の障害者支援施設との交換研修及び情報交換

#### 5. 安全管理と防災対策

施設内で組織する安全防災委員会を中心に「利用者の安心安全な生活を第一とする支援」を柱に継続した取り組みを行います。

施設管理では、施設設備・機器等の保守点検と施設外の安全確保に必要な危険箇所の確認点検を定期的に行い、火災や漏電のほか地盤崩落等災害の予防に努めます。

送迎車両等の車輛管理については、運行前点検を行ない乗員の安全器具等の点検を実施し、故障の早期発見、移送時あるいは乗降時の安全配慮に努めます。

防災対策では、通常の火災による避難訓練だけでなく、地震など天災による二次災害(停電・断水・崩落)を想定した避難訓練も含めた計画を進めていきます。

最後に、新施設移転後の利用者居室が個室化することから、利用者の防災に対する意識が一層重要になります。今後の防災に資する取り組みの必要性について、委員会が企画し、職員と施設利用者が共同で避難路の確認や移動手手段、誘導方法、移乗方法を想定した効率的な避難計画の検討を取り組んでいきます。また、非常時連絡体制の正確性を向上させる取り組みは継続していく必要があり、通報訓練と並行して職員間での連絡体制の確立にも取り組みます。

新たな地域で、施設と近隣住民との防災連携を図ることを想定し、施設が社会に貢献するための施策を準備し、地域に開かれた防災拠点としての機能を果たせるように取り組んでいきます。

総合防災訓練 年1回（近隣地区住民との合同訓練によるもの）

避難訓練 年1回（夜間を想定及び災害を想定したもの）

通報訓練 年1回（非常連絡網によるもの）

AED～自動体外式除細動器使用による心肺蘇生および救急救命講習 年1回

（講習会については、講師として管内消防署に依頼し、研修担当及び安全防災委員会、近隣地域住民を交え実施する）

日常生活全般への安全対策として、転倒防止等の掲示を含めた対応と職員への周知徹底

リスクマネジメント委員会との連携

施設設備、備品、車両等の定期点検及び居室等のコンセント点検の実施

外出時の安全対策の検討と周知徹底

その他、施設の建て替え後を踏まえた災害時福祉避難所として、施設内に於ける取り組みの検討及びマニュアルの作成を継続して進めていきます。

## ・啓生園

### 運営の基本方針

障害者総合支援法に基づき、利用者本位の質の高いサービスと、安心・安全な生活の場の提供に努めます。また、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等の施行に伴う施設の役割を意識した支援を目指し、各関係機関との連携・調整を図ります。

生活介護事業では利用者のA D L支援を始め、それぞれのニーズに添ったプログラムを作成し、個々の適性に合った多彩な日中活動を目指します。また生活環境の改善につきましては、毎日の全体朝礼や月1回の自治会議、給食会議、提案箱等を活用し、ご要望に添った支援を行います。

入所支援については、日常生活の中で利用者の意思決定を十分に尊重し、一人ひとりの思いに寄り添える支援を目指します。また、介護面では天井走行リフト等の導入を視野に入れた施設整備や支援体制を整え、安心して安楽な生活の場に繋がるよう支援します。

短期入所事業については利用実績が伸びている中、支援区分の重い方々を受け入れてきた経験を生かし、関係市町村や相談支援事業所とも連携を図ることで、より多くの方々を受け入れ、在宅支援の一助が担えるよう取り組みます。

特に今年度は職員の資質向上に向けて、施設内外の研修には積極的に参加できる環境を整え、より質の高いサービス提供に努めます。中でも記録管理・健康管理・支援計画等の一体化した環境整備を行い、情報の共有化を図ることでいついかなる時でも均一で安心・安全なサービスの提供を目指します。

啓生園は開所後40年が経過し、平成24年の大改修を経ても構造上の面での不便さは見られています。特にプライバシーの確保や障害の重度化、高齢化に向けた取り組みが喫緊の課題となっており、併せて、今後入所が予想される介護支援量の多い利用者の受入れも視野に入れた、ハード面（リフト導入等）での整備が急がれています。現在直面している設備環境の充実を含め、中長期計画として建物の新築移転も視野に入れた取り組みも並行して検討を行います。

### 支援計画

#### 1．生活介護事業

相談支援専門員が利用者の意向を反映して作成したサービス等利用計画を基に、サービス管理責任者は整合性のとれた個別支援計画書を作成することで、個々の目標達成の実現に向けた支援を行います。日中活動ではそれぞれのニーズに添ったプログラムを作成し、施設利用が豊かなライフワーク作りに繋がるよう取り組みます。その他、クラブ活動の充実や外部講師を招聘してのイベント開催など、利用者が楽しく参加ができるような活動内容に努めます。

#### 2．施設入所支援

利用者の高齢化や障害の重度化に伴い、徐々に機能低下が進んでいる現状があり、これに伴い介護に対する支援量が増え、かつ医療的ケアの必要な対象者が年々多くなっ

てきています。このような中、利用者だけではなく職員にとってもより安心、安全な支援の提供が出来るハード面の強化、整備を進めていきます。ひいてはこのことが、より重度な障害を有する方々の新規受け入れにも繋がり、利用者にとって安楽な生活の場、住まいの場となるよう取り組みます。

### 3. 短期入所事業

著しく利用実績が伸びている中、そのノウハウを生かした取り組みを目指します。中でもハード面の整備や支援力の向上に取り組むことで、より重度の方々を受け入れることが可能となるため、今後は関係市町村や相談支援事業所とも連携を図りながら、地域に在住する多くの方々にもご利用いただくことで、在宅支援の一助が担えるよう取り組みます。

### 4. 健康管理

近年、利用者の高齢化や障害の重度化による身体機能の変化が顕著に現れております。定期通院や各種健診などを通し、異常の早期発見・早期治療に努めます。また、毎朝の健康チェックを継続し、利用者自らが健康に対する意識付けが出来るよう取り組みます。

給食面では、加齢や身体状況の変化により摂食や嚥下機能に変化がないかを注視し、健康チェックと共に栄養状態も把握し、栄養のバランスに配慮した安心・安全な食事の提供に努めます。

#### (1) 各種健診の実施

内科健診（年2回）  
血圧測定（年2回）尿検査（年1回）体重測定（年2回）  
生活習慣病健診（胸部レントゲン検査含む）（年1回）  
乳癌健診（隔年）  
子宮癌健診（隔年）  
胃癌健診（年1回）  
歯科健診（年1回）  
インフルエンザ予防接種及び感染対策

#### (2) 施設衛生管理

感染症予防対策  
浴槽レジオネラ菌発生予防対策（年2回）

#### (3) 栄養管理と個々の障害や健康に配慮した給食の提供

給食委託業者との連携の中で情報の共有化を図り、食の安全と安心に努めます。  
摂食や嚥下機能に合わせた食事内容の見直しを行います。



肥満・糖尿病等に配慮し、生活習慣病の予防を目標に嘱託医及び主治医と連携を図りながら支援に努めます。

嗜好調査・残食調査による摂取状況を把握します。

給食会議を定期開催し、その意見を反映させます。

#### (4) 各種の個別支援

個々が抱える不安や悩み等については個別に相談に応じるとともに、状況により拡大ケース会議を開催し、相談支援事業所や病院を含めた関係機関との連携を図ります。また施設内の状況についてはご家族にも報告し、情報や状況の共有化を図ります。

行政や各関係機関との調整、補装具の給付、修理等の申請手続き等、その都度支援します。

### 5. 教養娯楽・余暇支援

趣味やスポーツ、地域行事、文化に積極的にふれることで、豊かな日常生活が送れるように支援し、各種行事等の情報提供を行うと共にクラブ活動等の発足により、趣味活動の幅が広がるよう取り組んでいきます。

#### (1) 施設行事

納涼祭

秋のレクリエーション(日帰り旅行、一泊旅行)

バーベキュー大会

芋煮会

お楽しみ会

#### (2) 自主参加行事

光のページェント見学

障害者スポーツ大会

ビール祭

季節行事(ひな祭り・七夕・クリスマス等)

### 6. 災害対策と安全管理

安心して生活を営むために、防災や安全管理に配慮するとともに、定期的に避難訓練の実施と、防災器具の整備点検を行います。

防災訓練の実施 年 3回

業者による防災設備の保守点検 年 2回

職員による防災設備の自主点検	年 1 2 回
防災及び交通安全に関する研修会の実施	随 時
災害時用の備蓄品の整備	随 時

## 7. 職員の資質向上

職員の資質を高めるため施設内外の研修に積極的に参加し、個々の研鑽に努めます。施設内研修では複数年に亘る長期計画と、年度内重点目標を掲げた研修とに分類した研修を行います。

接遇教育を取り入れます。

外部研修に積極的に参加し、また、宮城県身体障害者施設協議会での交換研修により、他施設との情報の収集や意見交換を行います。

「障害者虐待防止法」に関して共通理解を深め、障害者の権利や虐待防止の重要性の確認、委員会を通して虐待発生を予防するための体制強化等、具体的な実践に向けて取り組みます。

「障害者差別解消法」に対し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、研修、啓発をおこない共通理解が深められるよう取り組みます。

## 8. 家族との関係

家族の方々のニーズにも対応できるように、常に施設からの情報提供や気軽に相談できる環境を整え、良好な信頼関係が維持できるよう支援します。

広報誌「櫛道」の発行と送付を行います。

福祉関連法令等に関する情報提供を行います。

家族会主催行事への協力を行います。

家庭訪問や相談の受付を行います。

家族会との意見交換会を行います。(家族会主催：随時)

## 9. 地域との関係

地域に根ざした施設を目指して、関係機関との協力体制の充実に努めます。

「宮城野区生活支援ネットワーク会議」等への出席を行います。

宮城野地区広域防災訓練に参加します。

各学校からの実習生や体験学習、見学者の積極的な受け入れを行います。

施設備品である車椅子等の貸し出しを行います。

行事等でのボランティアの協力を依頼します。

地域行事への参加を行います。

納涼祭への参加を呼びかけます。

宮城県身体障害者施設協議会との連携による情報の共有化を図ります。

## 10. 地域公益活動

今日、福祉に求められているニーズは多種多様化しており、公的サービスだけでは不十分なケースや、福祉分野のみでは解決できない事案などが発生しています。

当施設におきましては、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、地域社会の中で生活していくために必要な福祉サービスを受けることができるように、相談支援事業所など各関係機関との連携の中で課題を発見し、地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく柔軟に対応していく環境づくりに努めます。

宮城野区自立支援協議会への参加を継続していきながら、地域での問題を施設としても考え協力していきます。

## ．第二啓生園

### 運営の基本方針

障害者が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの適性や能力に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場をもつことができるようにすることが必要です。障害者就労施設は、「働く障害者の自立した地域生活を実現するために、働く場を提供するとともに、経済活動を通して利用者に工賃（賃金）を支払う」という固有の事業を行う社会福祉施設です。

福祉的就労に携わる障害者にとって工賃水準の向上が重要であるという国の指針に基づいて、宮城県では、平成19年度策定の「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」、平成24年度に「宮城県工賃向上支援計画」、更に、平成27年度から平成29年度までの3年間を対象期間とした「第二期宮城県工賃向上支援計画」が策定されています。その中で、宮城県が目指す工賃月額的基本的方針「工賃と障害基礎年金での地域生活の実現」を目標として、引き続き取り組んでいきます。

しかしながら、近年、施設に対するニーズにも変化が見られ、施設の利用形態も多様化しています。その現状も踏まえながら、事業内容の再検討と充実を目指します。

特に、生活支援の部分では、高齢化と障害の重度化による身体状況の変化の影響が顕著に現れており、地域の相談支援事業所等と連携体制をとりながら、ご本人の意向に応じた福祉サービスが選択出来るように対応します。

虐待防止体制として、平成27年山口県下関市の障害者施設で発生した虐待事件の衝撃を忘れず、職員の意識と資質の向上に努め、風通しのよい職場環境を整えます。また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであるため、メンタルヘルスの向上を図ります。

利用者の皆様には、日頃からの面談、自治会会議や給食会議を通して、ご意見やご要望を実現していくことによって、施設利用がより充実するよう努めます。

家族会の皆様には、作業や施設外販売でのご協力をいただきながら、就労事業についての関心を深めていただけるように、情報発信していきます。

### 支援計画

#### 1．就労継続支援B型事業

##### (1) 作業支援

「労働」を支援の中心に位置付け、自立した社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供します。

一人ひとりが「働く」喜びを感じられるよう作業環境を整備し、結果として得られる工賃が個人の自己実現につながることを念頭に置き、取り組んでいきます。

営業及び生産・販売計画の充実と高い販売力、経費削減のための工夫、作業内容の細分化と合理的な作業進行を常に意識し、事業内容の充実を目指します。

### 印刷班

学校関係や行政関係を中心として、定期刊行物等の継続的な受注に努めます。

日本セルプセンターからの見積依頼には積極的に参加し、また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）」を活用しながら、目標工賃額の支給につなげられるよう努めます。

### オリジナル製品包装箱折班

包装作業や箱折作業は、取引業者との信頼関係の維持を第一に、多種類の短納期作業に確実に対応します。併せて異物混入等の事故防止策を徹底します。

自主生産品は、顧客のニーズを取り入れながら、従来商品のバージョンアップと季節行事関連商品の開発を目指します。

施設外販売といたしまして、「ナイスハートバザール」や「仙台七夕まつり」等のイベントでの出店に向けた販売計画を見直し、目標工賃額の支給につなげられるよう努めます。

## （２）就労支援

仙台市障害者就労支援センター、宮城障害者職業センターやハローワーク等の関連機関との連携を軸に、個々人のニーズに即した助言を行いながら、一般就労につながるように支援します。

## （３）生活支援

本人の意向に応じたサービスが選択出来るように、地域の相談支援事業所と連携しながら支援します。

## ２．健康管理

病状の悪化や再発防止のため、生活習慣病健診等を通し、疾病の早期発見や感染症対策に努めるとともに、日頃から利用者の状況把握に努めます。

職員の健康管理に関しては、生活習慣病健診や腰椎検査等、法令を遵守した対応を継続します。

### （１）各種健診の実施

内科健診（年２回）

血圧測定（年２回）、尿検査（年１回）、体重測定（年２回）

生活習慣病健診（胸部レントゲン検査含む）（年１回）

歯科健診（年１回）

インフルエンザ予防接種及び感染対策

胃癌健診・乳癌健診・子宮癌健診は、個別に受診を勧めます。

## ( 2 ) 施設衛生管理

感染症予防対策

## ( 3 ) 栄養管理と個々の障害や健康に配慮した給食の提供

「安全・安心な・美味しい」食事提供のため、給食委託業者とコミュニケーションを充分にとり、利用者の健康につながるよう努めます。

障害程度や高齢化に合わせた食事内容の見直しを行い、生活習慣病の予防に努めます。また、誤嚥予防のために食事形態を工夫し提供します。

嗜好調査・残食調査による摂取状況を把握します。

給食会議を定期開催し、意見を反映します。

## ( 4 ) 各種の個別支援

個々に抱える不安や悩み等については個別に相談に応じるとともに、状況により拡大ケース会議の開催や、相談支援事業所等の関係機関との連携を図ります。

行政や各関係機関との調整、補装具の給付や修理の申請等については、その都度支援します。

## 3 . 教養娯楽・余暇支援

潤いのある、豊かな日常生活が送れるように支援し、各種行事等の情報を提供します。

### ( 1 ) 施設行事

納涼祭

秋のレクリエーション（日帰り旅行、一泊旅行）

バーベキュー大会

芋煮会

お楽しみ会

### ( 2 ) 自主参加行事

障害者スポーツ大会

ビール祭

## 4 . 安全管理と防災対策

安心して施設利用ができるように、防災や安全管理に配慮するとともに、定期的に避難訓練の実施と防災器具の整備点検を行います。

防災訓練の実施	年 2 回
業者による防災設備の保守点検	年 2 回
職員による防災設備の自主点検	年 1 2 回

防災及び交通安全に関する研修会の実施  
災害時用の備蓄品の整備

## 5. 職員の資質向上

職員の資質を高めるため、施設内外の研修に積極的に参加し、個々の研鑽に努められるよう環境を整えます。

施設内研修では複数年に亘る長期計画と、年度内重点目標を掲げた研修とに分類した研修を行います。

接遇教育を取り入れます。

外部研修に積極的に参加し、また他施設の見学を通し、情報の収集や意見交換を行います。

「障害者総合支援法施行3年後の見直し」における就労支援サービスの動向について情報収集をに対応します。

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「社会福祉法人制度改革」に関して共通理解を深め、具体的な実践に向けて取り組みます。

## 6. 家族との関係

常に施設からの情報提供や気軽に相談できる環境を整え、良好な信頼関係が維持できるよう支援します。

広報誌「櫛道」の発行。(年2回)

福祉関連法令等に関する情報提供を行います。

家族会との意見交換会を行います。

## 7. 地域との関係

地域に根ざした施設を目指して、関係機関との協力体制の充実を図ります。

「宮城野区生活支援ネットワーク会議」等への出席を行います。

宮城野地区広域防災訓練に参加します。

各学校からの実習生や体験学習、見学者の積極的な受け入れを行います。

行事等でのボランティアの協力を依頼します。

地域行事への参加を行います。

納涼祭への参加を呼びかけます。

## 8. 地域公益活動

近年の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、制度で定められた社会福祉事業だけにとどまらず、他の事業主体では対応できない多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「地域における公益的な活動」に関しても積極的に取り組むことが、社会的使命として

求められています。

他施設での先進的な活動に学びながら、就労支援施設として地域ニーズに応える取り組みを検討します。

仙台市宮城野区社会福祉協議会を軸にした、地域福祉推進のためのネットワークの構築を目指し、地域生活を営む利用者の皆様の「住みやすさ」につながるよう努めます。



## ・宮城県障害者福祉センター（指定管理施設）

### 運営の基本方針

指定管理施設として3期目の中間年となる平成28年度においても、常に利用者の立場に立った心のこもったサービスの提供を心がけ、障害を持つ方々、関係機関のさまざまな活動の拠点施設としてのさらなる利用促進を図り、より効果的な事業展開を職員が一丸となり目指していきます。

利用団体の固定化などの課題と向き合いながら、施設のPR活動の工夫や新規利用者の開拓はもとより、地域社会に向けてもユニバーサルな視点を実感できる社会資源としての役割を担ううえで、施設利用促進や事業提供を行い、地域の方々が当施設との出会いを通して、障害者との相互理解やボランティア活動を推進することができるよう、新風を入れる取り組みを進めていきます。

各事業においては、基本的人権に対する深い理解を土台に、障害者の社会参加の機会の確保・地域社会における共生の実現を事業の柱にプログラムの充実を図り、障害をもつ方々の豊かなライフスタイルの実現にむけてのチャレンジを柔軟に支援します。

防災のみならず、福祉センターを拠点とした周辺地域との連動した取り組みの実施を図ることは社会資源としての役割を果たすことでもあり、円滑で安定した組織の管理運営を通して新たな福祉センターへの発展に努めます。

### 1. 相談事業

障害者や家族等の問題に組織的対応により支援します。

#### (1) 障害者及びその家族に関する相談

障害者あるいはその家族の方々からの生活・福祉・就労等の多様な相談に応じ、関係機関との連携を密にしながら、電話・来所・訪問等による適切な支援・助言・関係機関への引継・紹介等をおこない、誠意ある組織的対応による支援を心掛けます。

また、相談の内容によっては、必要に応じて、福祉センターの日常生活訓練や交流事業を段階的に提供し、問題の解決に向けての支援を図ります。

### 2. 研修事業

地域及び関係機関との連携を強化し、必要に応じて地域巡回も視野に入れた研修の展開を図ることにより、障害者福祉の関係者の研鑽の場を提供します。

#### (1) 障害者福祉関係施設等職員研修会（年1回以上）

福祉施設職員、団体職員を対象に、職員の資質向上を目標に置いた、障害福祉の分野において注目度の高いテーマを設け、研鑽の場を提供します。

#### (2) もうひとつのキャップハンディ（福祉教育プログラム作成プロジェクト）

地域のボランティア指導者・福祉教育を担当する福祉関係機関の職員を対象に、イ

ンクルーシブ教育という新たな時代変化に対応する「障害の理解」にむけた啓発活動の意義や必要な知識や技能および実践方法を継続的に学ぶ研修の場を提供します。

また、日々、各地域で展開されている福祉啓発活動に活用できる、新たな実践プログラムを研鑽し、作成していきます。

もうひとつのキャップハンディ研修会  
福祉教育プログラム作成

### (3) ボランティア養成に関する研修

地域ボランティア・福祉センター登録サポーター養成講座(年1回4回コース)

福祉センターの目的、役割、責務等についての理解と認識を深め、障害者の趣味や生きがいを支援するボランティアの養成を目指します。

福祉センターの近隣の住民やボランティアを希望する学生を対象に、講座を通して、障害者への正しい理解や事業の目的、ふれあいと交流の場を学びも含めて提供します。受講後、希望者には、福祉センター事業のサポーターとして登録いただき、各事業に参加・協力により、実践の場を提供します。

また、地域開放教室と連動し、地域住民の方々が障害のある方々と関わりあう機会を設け、ボランティア活動への取り組みを支援していきます。

### (4) 館内研修・外部要請研修の受け入れ(年間を通して随時受付)

県内各地域から要望される小中学校等の施設体験実習や、学生、社会人などへ障害理解にむけて随時、体験学習の受け入れを行います。また、隣接する宮城県障害者総合体育センターと連携を図り、障害者スポーツを切り口にした学習活動や交流活動を支援します。

要望に応じて、福祉センターを利用の団体・学校等にも施設見学やレクリエーションプログラムの提供を図り、施設の利用促進や余暇活動の支援を図ります。

## 3. 日常生活支援事業

障害をもつ方々が、豊かな人とのかかわりの中で、可能な限り主体的に自分の生活を築き、充実した日常生活を送ることを目標として、将来につながる社会生活上のスキルを身につけ、地域社会の中で主体的に種々の社会活動に参加できるようになることを目指します。

### (1) 日常生活訓練(年間を通して実施・随時受付)

障害者のADLの向上、身体機能の維持、社会生活面のスキル等、障害別による読み書きトレーニング等の訓練を行います。定期的な来所による訓練のほか、必要により、訪問支援や宿泊訓練も取り入れて実施します。

特に、在宅の障害者を対象に、今後の社会参加への契機となる外出経験の機会（お出かけプログラム）を本人主体が取り組めるよう支援を図ります。

(2) 生活力フォローアップ訓練（相談事業との連携）(随時受付)

相談が繰り返される方、および、訓練修了者の在宅生活での問題、トラブル等の相談に対し来所面接や家庭訪問等を通して、相談者や家族の生活力の向上や社会的自立の確立を意識した助言を行い、在宅生活を支援します。

(3) 障害者教養教室 「カラフルバー」

障害のある方々が、自らの教養を深め生活をより充実させていくための機会と交流の場を提供するものです。興味・関心に応じたコースを選択し、仲間との交流を通して参加者の教養の向上とQOLの向上と可能な限りの自己実現を支援します。

美術コース（アトリエ）	年6回
教養コース（寺子屋）	年6回
自己表現コース（楽々劇場）	年4回
音楽コース（クワイアチャイム音楽ひろば）	年9回
ダンスコース（わくわくダンス）	年6回

上記以外に自主活動があります。

#### 4. スポーツ・レクリエーション・芸術文化交流事業

(1) スポーツ体験ひろば（ ）は宮城県障害者総合体育センターと共催）

福祉センター・体育センターのタイアップ事業として、年間を通して、心身のリラックスと適度な運動メニューを組み込んだ各種目の教室を提供し、参加者相互の交流促進を深めながら、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えていただくきっかけづくりを図ります。（会場：宮城県障害者総合体育センター）

ストレッチ教室「のびーる」	年12回（すべての障害）
風船バレー教室	年12回（すべての障害・一般）
風船バレーボールみやぎ大会	年1回（すべての障害・一般）
軽スポーツ体験「フロアバレーボール」	年4回（視覚障害・晴眼者）
軽スポーツ体験「ショートテニス」	年4回（すべての障害・一般）

(2) ふれあいワークショップ「まっくらカフェ」

光のない暗闇の部屋のなかで、視覚以外の感覚をフルに働かせて飲み物やケーキなどを味わい、参加者同士が会話を楽しむひとときを提供します。健常者といわれる『見える人』が視覚障害を持つ方々に、リードされながら行う「見えない」生活体験をと

おして、障害の特性をプラスに生かした分野を多方面に発信します。

年間2回程度（8月：センターまつり内での開催・9月：特別ワークショップ）

（3）ダンスパラダイス2016！（第34回ディスコパーティー）

障害のある方々とその家族、ボランティアや地域の方々が集いあい、音楽とディスコダンスを楽しむひとときを通じて、だれもがともに楽しめる地域における交流イベントプログラムを開催します。

平成28年12月23日（祝・金）（開催地 登米市）

（4）センターまつり2016！（平成28年8月28日（日）開催予定）

（宮城県障害者総合体育センター・幸町ウエルフェア温水プールと共催）

福祉センターの利用者、事業参加者、ボランティアの方々を中心に、参加・交流型のお祭りとして開催します。地域や一般の方々にも公開し、障害の有無を越え多くの方々に福祉センターの事業の紹介、利用者の活動成果の発表、障害体験コーナーの場を設けていきます。また、縁日屋台の出店などを通して、参加者の皆さんの交流促進を図り、スポーツ・文化面の両面が楽しめる1日を提供します。

（5）趣味の教室

障害のある方々の生活プログラムの中に、創作活動・文化活動の場を提供し、生きがいのある暮らしづくり、仲間づくりへのきっかけを図り、心豊かな社会参加の実現を支援します。また、募集対象に障害者ならびに地域住民を含めた教室日も設け、その活動を通して、福祉センターの役割や機能を知っていただき、障害を持つ方々との交流を深めながら、相互理解や、共生の街づくりの一助ならびに、ボランティア活動へのきっかけづくりを図ります。

皮細工（年4回 日曜日 開催）

陶芸（年5回 日曜日 開催）

盆点前～気軽にお茶を～（年5回 日曜日 開催）

地域開放教室（料理・コーラス・凧作り&もちつき交流ほか。随時開催）

（6）キッズひろば（きらきら キッズ組）

幅広い年代の福祉センターの施設利用および事業参加の促進を図るため、これまで事業参加の割合が少ない就学前～学童期の障害児および家族に対し、事業を提供します。アート分野や料理などの生活関連の各種体験を通し、親子間の交流や情報交換の機会を設け、個々の成長や育ち合いの過程を支援します。（年間2回 開催予定）

## 5. 広報・啓発事業

障害者福祉に関する情報の発信及び広報活動による地域社会への啓発活動を行います。

### (1) 福祉情報の提供およびホームページの運営による情報の発信

福祉センター利用者の皆様に、新しい福祉状勢や県内外の福祉情報の提供として、定期刊行物や読み物を閲覧できるようにしています。

また、ホームページ（法人本部のホームページ内）にて、福祉センターの事業予定や内容の紹介、参加募集の呼びかけを行い、より多くの方々へご利用いただけるよう情報発信に努めます。

### (2) 機関紙「杜の風」の発行及び事業広報・利用促進チラシの配布

ノーマライゼーションの理念を基本として、福祉センターと利用者をつなぐ機関紙「杜の風」を発行します。

また、年間事業案内や利用のご案内などを掲載したチラシを県内関係機関に配布し、今後の利用促進にむけてPRをおこないます。

- ・「杜の風」年1回発行
- ・事業広報・利用促進チラシ 随時配布

### (3) みやぎKEYMANの輪推進事業（通年・随時受け入れ・要 相談）

福祉センターの事業を県内各地域の団体・障害者グループの要請に応じて、出前形式で提供します。また、キャップハンディや障害者福祉等に関する研修会への講師派遣・各地域へのレクリエーション支援を図るため職員を派遣します。

この事業を通して福祉センターの社会資源としての存在価値をPRし、各地域の関係機関との連携を深めることで地域の障害福祉への活性化を図っていきます。

### (4) 施設PRプログラム

障害者の利用施設であり、地域の社会資源としての役割をも担う福祉センターを多くの方々に有効に施設を活用していただくことを目指し、積極的に施設の貸し出しを働きかけ、周知、PRに努めます。

PRプログラムの例

- ・施設概要案内・利用方法のご案内（県内支援学校（PTA含む）および小中学校）
- ・見学会&趣味の教室体験（町内会・障害者団体・福祉系学生サークル・地域で活動されているボランティアグループ等）

## 6. 施設の便宜提供

障害者やその家族、ボランティア、福祉関係者及び一般の方々の訓練・研修・会議・交

流の場として、訓練室・会議室及び宿泊室等の部屋及び設備利用の便宜を提供します。

## 7. 利用者サービス

福祉センターの適切且つ効率的な運営並びに利用者サービスの向上を図ることを目的として、次の取り組みを行い、利用者及び関係者の意見・要望等を把握し、福祉センターの運営に反映していきます。

### (1) 利用者サービスの向上に向けた取り組み

#### 運営推進委員会の開催（年2回開催）

各種障害者団体及び隣接関連施設の代表で委員会を組織し、福祉センターの当面する諸問題や相互の連携及び関係する問題についての具体的事項の検討や、事業の調整を図ることを目的に開催します。

#### 利用者懇談会の開催（年1回開催）

各利用団体の代表及び一般利用者による懇談会を開催し、施設利用や利用サービス等に関しての意見・提案・要望等を伺い、福祉センターの運営に反映させ、および運営推進委員会に報告します。

#### 苦情委員会の設置

福祉センター利用に関する利用者の方々からの苦情等について迅速かつ適切に対応し、サービスの向上を高めるため、平成14年度より設置しています。

#### 虐待防止委員会設置

障害者虐待防止法の施行にともない、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた利用者への保護等を目的に設置し、施設内で安全に安心して活動できるよう積極的に支援していきます。

### (2) 利用者のニーズの把握

利用者からのご意見・ご要望等をさまざまな方法で汲み取り、今後の運営に生かしていきます。なお、寄せられた要望等は、福祉センター対応の回答とあわせてロビーに掲示し、公表していきます。

#### 意見箱の設置

福祉センターのロビーに「ケヤッキーあのね」の意見箱を設置することにより、一般入場者の意見も含めて集約し、管理運営および事業計画に反映します。

#### 利用者アンケート

利用者が部屋の使用後、鍵の返却時に提出する利用報告書の中に簡単に記入できるアンケートを配布し、ご意見・ご要望などを自由に記入していただき、サービス改善や運営上の問題点の把握・解消に努めます。

## 8. 安全管理と防災対策

施設利用される方々が、安全に安心して利用できるよう、日頃からの日常点検・施設設備点検・職員の防災意識向上を図っていきます。

東日本大震災での教訓を生かし、近隣施設等との連携強化、情報の提供等に努めて、防災体制を整備していきます。

また、平成25年6月に宮城県・宮城県身体障害者福祉協会・仙台市と福祉避難所の設置および管理運営に係る協定を締結したことにより、福祉センター災害対応マニュアル（地震）に基づき、福祉センターの一部を「災害一次避難所」としての利用申し入れがあった場合の職員の訓練を実施していきます。

避難訓練（夜間想定含む）	年2回
消防設備点検	年2回
施設内外日常点検	随時
災害用非常食・救急用品の備蓄	随時
防災対策、交通安全の研修会	随時

## 9. 環境配慮の取組み

宮城県の「わが社のe行動（eco do!）宣言」制度の環境配慮実践事業者として、施設の管理運営に関する環境配慮について、具体的な目標を設定し、その行動実践に責任をもって努めます。

### （1）再生用紙の購入と用紙類の使用経費の抑制

再生用紙の購入や使用に努め、資料印刷における裏紙（個人情報記載のものを除く）の再利用や両面コピー等の励行を図り、経費の抑制に取り組みます。

### （2）廃棄物の減量化とリサイクルの推進

物品等の適正量の購入に努め、ごみの分別やリサイクルの促進を図ります。

### （3）電気、ガス、燃料（重油・灯油・ガソリン）等のエネルギー資源や水道水の節減

空調機の省エネ運転の徹底や、電気器具類の節電、エレベーターの効率的利用の促進、節水対策を進めます。

### （4）利用者に対する環境配慮の協力要請

福祉センターの「利用のしおり」や館内での掲示物等で、節電・節水などにおける無理のない範囲での環境配慮への協力を呼びかけます。

## 10. 地域公益事業

県内各地の障害福祉関係施設や団体、小グループ等へ福祉センターの出前事業や、キャップハンディなどの福祉啓発活動、およびレクリエーションプログラムの実施要請に対し、福祉センターの職員や事業に携わっていただいている講師を派遣し、それぞれの地域や団体の活動が活性化されるように事業推進を図ります。

- ・出前教室 ・ダンスパラダイス（ディスコパーティー）
- ・キャップハンディプログラム（年間 随時 受付）など

## 11. 自主事業計画

福祉センター事業の効果的推進を図るため、センター独自の事業を実施します。

### (1) 出前「趣味の教室」

余暇活動の提案や当事者活動の有意義なプログラムの提供を目指し、福祉センター人気教室「趣味の教室」を出前形式で実施しながら、各地域の障害者の方々との交流を通して、各地域で寄せられるニーズや課題等を掘り起こし、今後の事業への反映を図ります。

### (2) ライブメッセージ2017！（平成29年2月開催予定）

障害をもつ方々が日頃、さまざまに取り組んでいる活動の成果を個人やグループがライブステージ形式で発表し、地域社会に各人のメッセージを発信する機会として開催します。障害者の社会参加への自信を構築し、可能性にむけて取り組む機会を提供します。



## ．オアシス（特定相談支援事業）

### 運営の基本方針

昨年は、相談支援専門員を専従職員として配置できず、兼務での対応の中、法人が運営する各施設のサービス管理責任者に協力を得ながら計画相談等を進めてきました。

3年目を迎える今年度は、新たな相談支援専門員を常勤で配置し、これまでの実績をベースに開設の年そして昨年に多かったサービス等利用計画作成から、継続サービス利用計画作成（モニタリング）の業務を中心に取り組んでいきます。同時に、これまで他の相談支援事業所で作成されていた当法人の施設利用者分のサービス等利用計画を一人でも多く当事業所で引き継げるよう調整を進めていきます。また、在宅障害者の中で、未だにサービス等利用計画が作成されないままサービスを受けている実態もあることから、市町村の担当者や仙南地域自立支援協議会の相談支援部会との連携強化を図り、利用者が望む生活の実現に繋がられるよう努めていきます。

昨年度末での利用契約数が84名であることから、今年度は15名～20名の新規契約者を増やせるよう、業務の効率化を進めていきます。

### 1．計画相談支援

#### （1）サービス利用支援（サービス等利用計画作成）

他事業所にてサービス等利用計画を作成されている方で、法人内施設利用者の計画相談支援期間満了の方の分を当事業所にて新規作成。

仙南地域の在宅障害者へのサービス等利用計画を新規作成。

当事業所にて作成している方の計画相談支援期間満了の方の分は、引き続き当事業所にて作成。

#### （2）継続サービス利用支援（モニタリング）

当事業所にて作成したサービス等利用計画のモニタリング実施。

### 2．基本相談支援

#### （1）面談による相談支援

当事業所「オアシス」での相談

法人内の各施設での相談

家庭訪問による相談

#### （2）電話、ファックスによる相談支援

## B. 公益事業

### 1. 地域公益事業

#### 運営の基本方針

永年にわたり障害者団体が求めてきた障害者差別解消法が本年4月1日に施行されます。法の施行に満足することなく、より実効性のあるものとするためには障害当事者による学びと働きかけが重要です。そのために、さまざまな機会を通じて、最新の情報提供と啓発を行っていきます。

平成23年の東日本大震災から5年が経過して、被災地では新しいまち開きや災害公営住宅への入居が進んできております。その一方で、生活困窮のために家賃無料の仮設住宅から離れられない被災者がおり、被災地の労働・経済環境の改善が求められます。

また、被災地に限らず、地域から孤立して孤独死している報告が多数にあります。このことは高齢者会員が多い市町村協会にとっても他人事ではありません。地域の一員として「安全安心な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に向けて、障害者自らもさまざまな場面に積極的に参画していく必要があります。

会員の高齢化や減少という現状を踏まえて、今後の事業の在り方に関する検討を27年度から行ってきており、今年度はさらに深めていきます。

会員を対象にした最大の事業である宮城県身体障害者福祉大会は、30回目を迎えます。また、身体障害者相談員の資質の向上を目指した東北・北海道ブロックの相談員研修会は、今年度は宮城県で開催され本会がその主管を担当します。今年度の地域公益事業は、この2つの事業を中心にそえて、それぞれの事業が充実したものになるように努めます。

#### 重点事項

- ・ 安全安心な地域生活が過ごせるように取組みます。
- ・ 相互協力についての検討を行います。
- ・ 市町村協会の現状に応じた事業の在り方を検討します。
- ・ 新しい情報の速やかな発信に努めます。
- ・ 関係福祉団体との連携と協力体制の強化に努めます。

### 1. 市町村協会地域活動促進事業

#### (1) 市町村身体障害者福祉協会長並びに事務担当者会議の開催

目 的： 協会組織の全体会議を通して、協会および障害者福祉に関する課題と現状を理解する。併せて、会の活性化、相互協力に向けた検討を行います。

日 時： 平成28年 4月25日(月) 午後

会 場： 宮城県障害者福祉センター 3階 大会議室

内 容： 検討中

( 2 ) 市町村協会女性部会の活動支援

目 的 : 女性部会の年度活動を支援します。  
日 時 : 平成 2 8 年 5 月 2 3 日 ( 月 ) 午後  
会 場 : 宮城県障害者福祉センター 1 階 図書室  
内 容 : 女性部会長会議の開催

( 3 ) 市町村協会活性化会議の開催

目 的 : 市町村協会では高齢化や会員減少に起因した諸課題を抱えています。  
エリア内における市町村協会の課題解決と活性化に向けた検討、及  
び地域の中で安全・安心な生活を過ごすため等の検討を行います。  
開催時期 : 平成 2 8 年度通年  
会 場 : 県内を 4 エリアに分けて開催  
内 容 : ) 活性化に向けた近隣市町村協会との協力について  
) 諸課題の解決に向けた検討  
) 災害時への備えと、安心な生活のための検討  
) その他

## 2 . 福祉運動推進事業

( 1 ) 日本身体障害者団体連合会関係

1 ) 第 6 1 回日本身体障害者福祉大会 きょうと大会への参加

目 的 : 日本身体障害者団体連合会に所属する全国各都道府県及び政令指定  
都市の身体障害者が一堂に会し、平成 2 8 年度の活動方針を決定す  
るとともに、今後の障害者施策について協議し、未来を見据えた障  
害者の自立と社会参加を積極的に展開し、発展させ、福祉の増進を  
図ることを目的に開催されます。  
日 時 : 平成 2 8 年 5 月 1 1 日 ( 水 ) ~ 1 2 日 ( 木 )  
会 場 : 京都市 新・都ホテル、京都府総合見本市会館 ( 京都パルスプラザ )

2 ) 東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会団体長等会議への参加

目 的 : 東北・北海道ブロックの身体障害者団体が一堂に会し、情報の交換  
と諸問題の検討協議を行い、各団体間の連携を深めるとともに、幅  
広い見地から障害者福祉の一層の推進を図ることを目的に開催さ  
れます。  
日 時 : 平成 2 8 年 6 月  
会 場 : 札幌市

3 ) 第 2 3 回東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会の開催

目 的 : 身体障害者相談員の更生援護相談技術の向上及び身体障害者に対す  
る正しい認識と理解の普及等、活動を通じて身体障害者福祉の増進  
に資するため、相談員の資質の向上を図り、併せて情報交換をして

相談員相互の交流と親睦を図ることを目的としています

日 時 : 平成28年11月

会 場 : 仙台市内

主 管 : 宮城県身体障害者相談員連絡協議会と協同して開催にあたります。

4) 理事会への出席

就任者 : 会長

日 時 : 平成28年5月、同29年3月、他

会 場 : 東京都、他

5) 評議員会への出席

就任者 : 常務理事兼事務局長

日 時 : 平成28年5月25日、同29年3月、他

会 場 : 京都府、東京都、他

6) 日身連の財政の安定化に対する検討委員会への出席

就任者 : 会長

日 時 : 未定

会 場 : 未定

(2) 「第30回宮城県身体障害者福祉大会」の開催

目 的 : 福祉関係者と会員が一堂に会し、課題を再認識し、豊かな社会福祉の実現を目指すと共に、会員相互に明日への元気を分かち合うことを目指して開催します。

日 時 : 平成28年7月1日(金)午後

会 場 : 角田市市民センター(かくだ田園ホール)

予定内容 : 協会長表彰並びに感謝状の贈呈

アトラクション

記念講演

大会宣言の採択

(3) 「第62回宮城県社会福祉大会」の開催

目 的 : 地域社会の課題の克服に向けて、地域住民・社会福祉関係者・行政の三者が力を合わせ、宮城県民が一丸となっていくことの重要性を再認識するとともに、本県の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰します。

日 時 : 平成28年11月1日(火)

会 場 : 仙台サンプラザホール

予定内容 : 宮城県知事および主催団体長表彰、大会宣言

記念講演 他

### **3 . 災害関係**

#### **( 1 ) J D F 宮城**

震災後 5 年が経過しても、今なお仮設住宅で暮らす障害者支援を目的にした J D F 宮城の活動に、積極的に参加していきます。

#### **( 2 ) 災害福祉広域支援ネットワークづくり**

次の災害に備えた災害福祉広域支援ネットワークづくりの検討に、積極的に参加していきます。

### **4 . 啓発・広報事業**

( 1 ) 広報誌「身障みやぎ」を年 2 回発行します。

( 2 ) ホームページを活用して最新の情報提供に努めます。

( 3 ) 各市町村協会主催の諸活動を支援することで、活性化および会員の団結と親睦を図ります。

( 4 ) 各関係福祉団体の行う障害者福祉推進の諸活動に積極的に参加することで、ネットワークと協力体制の構築、およびニーズ把握と共通目標の実現に努めます。

## ・宮城県障害者社会参加推進センター（受託事業）

障害の有無に関わらず、地域社会で安心して暮らすことができる環境の整備を推進するため、諸種の社会参加促進施策を実施します。なお、実施にあたっては、関係機関との連携・協力のもと、各事業の展開を図りながら円滑な運営に努めます。

また、障害理解の普及啓発への継続した取り組みと、参加機会の拡大や障害者団体の活動振興を図るため、ホームページによる情報発信の強化について検討していきます。

### 1. 宮城県障害者社会参加推進センターの運営

#### (1) 宮城県障害者社会参加推進協議会の開催

社会参加推進センターの業務に関する企画及び立案を行う社会参加推進協議会を開催し、障害者の社会参加の推進に必要な事項の協議検討や情報の提供に努めます。

開催日：平成28年7月、平成29年2月予定

会場：宮城県障害者福祉センター

#### (2) 市町村地域生活支援事業への協力

市町村地域生活支援事業への協力の一環として、要望に応じて推進協議会構成団体の派遣を行い、障害理解の普及啓発活動の推進を図ります。

#### (3) ホームページによる情報発信の強化

障害者団体が実施している活動の情報収集を行い、効果的な情報発信の検討を行います。

### 2. 地域生活支援事業

#### (1) 障害者でんわ相談室運営事業

障害者やその家族等の様々な不安や悩みに対応する電話相談窓口を設け、専任相談員が相談に応じると共に、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

連絡先（共通）022（296）5053

開設日

日曜日・月曜日 精神障害者の相談日

水曜日・木曜日 身体障害者の相談日

金曜日・土曜日 知的障害者の相談日

開設時間

12時～17時（火曜及び祝日・年末年始等は留守番電話とFAXで対応）

その他

中央障害者社会参加推進センターが主催する事業担当者研修会への派遣

(a) 開催日：平成28年7月予定

(b) 開催地：東京都

専任相談員研修会の開催

- (a) 開催日 : 平成28年9月予定
- (b) 会場 : 宮城県障害者福祉センター

専任相談員意見交流会の開催

- (a) 開催日 : 平成29年2月予定
- (b) 会場 : 宮城県障害者福祉センター

(2) 障害者相談員活動強化事業

市町村より委嘱された障害者相談員等を対象に、相談対応能力の向上と関係機関や相談員間とのネットワークを形成することを目的に、研修会を開催します。

宮城県障害者相談員研修会の開催

(第23回東北・北海道ブロック身体障害者相談員研修会との合同開催)

- (a) 開催日 : 平成28年秋季予定
- (b) 会場 : 調整中

(3) 身体障害者機能回復訓練事業

身体障害者の身辺自立のための生活能力の向上を図るため、日常生活動作訓練や機能回復訓練の教室を開催します。

機能回復訓練教室の開催(年2回開催)

- (a) 開催日 : 調整中
- (b) 会場 : 調整中

(4) 全国障害者スポーツ大会宮城県選手団(身体障害)派遣事業

岩手県で開催される第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」に宮城県選手団を編成し派遣します。

第24回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会(陸上大会)への協力

- (a) 開催日 : 平成28年6月5日(日)
- (b) 会場 : 仙台市陸上競技場

宮城県選手団個人競技代表選手選考会の開催

- (a) 開催日 : 平成28年6月中旬
- (b) 会場 : 宮城県障害者福祉センター

宮城県選手団説明会の開催

- (a) 開催日 : 平成28年7月下旬、10月上旬予定
- (b) 会場 : 宮城県障害者福祉センター

競技別代表選手強化練習会の開催

- (a) 開催日 : 平成28年8月中旬~10月上旬予定 (各4回実施)
- (b) 会場 : 仙台市陸上競技場ほか

第16回全国障害者スポーツ大会への選手団派遣

- (a)開催日：平成28年10月22日(土)～24日(月), 3日間
- (b)会場：北上総合運動公園陸上競技場ほか
- (c)派遣日程：平成28年10月20日(木)～25日(火), 5泊6日

(5)レクリエーション教室開催事業

レクリエーション活動を通じた仲間づくりや余暇活動の充実と普及を目的として開催します。

第22回宮城県障害者ボウリング大会の開催

- (a)開催日：平成28年6月25日(土)
- (b)会場：ボウルグルーバース

第4回宮城県障害者パークゴルフ大会の開催

- (a)開催日：平成28年10月6日(木)
- (b)会場：おおひら万葉パークゴルフ場

(6)障害者週間推進(書道・写真コンテスト)事業

文化・芸術活動の推進と障害者週間(12/3～12/9)における県民への障害の理解と認識を深める啓発活動の一環として「障害者による書道・写真全国コンテスト」の予選会を兼ねる宮城県大会を開催します。

第31回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会の開催

- (a)募集期間：平成28年6月上旬～8月中旬予定

第31回「障害者による書道・写真全国コンテスト」宮城県大会作品展の開催

- (a)開催日：平成28年11月～12月予定
- (b)会場：宮城県庁行政庁舎ほか

第31回「障害者による書道・写真全国コンテスト」への出展

- (a)内容：宮城県大会の優秀作品12点の出展

(7)盲ろう者通訳・介助員養成事業

盲ろう者福祉への深い関心を持ち、通訳介助員として活動する意志のある者を対象に、盲ろう者支援団体の協力のもと通訳介助員の養成を行います。また養成された通訳介助員については現任研修会や指導者養成研修会への参加を促し、知識と技術の蓄積に努めます。

盲ろう者通訳・介助員養成講座の開催

- (a)開催日：平成28年7月～9月予定(全8日)
- (b)会場：仙台市福祉プラザほか



通訳介助員現任研修会講座の開催

- ( a ) 開催日 : 平成 2 8 年 1 1 月 予 定
- ( b ) 開催地 : 仙台市、大崎市 ( 年間 2 回開催 )

指導者養成研修会への派遣

- ( a ) 開催日 : 平成 2 8 年 1 1 月 予 定
- ( b ) 開催地 : 東京都

( 8 ) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

盲ろう者 ( 視覚・聴覚の重複障害で 1 級あるいは 2 級の利用登録者を対象 ) のコミュニケーションと移動支援を行う通訳介助員の派遣を行い、盲ろう者の自立と社会参加の推進を図ります。

- ( a ) 利用登録者 : 1 4 名
- ( b ) 通訳介助員 : 1 0 3 名
- ( c ) 派遣期間 : 年間随時 平成 2 8 年 2 月時点

( 9 ) 盲ろう者生活訓練事業

盲ろう者に対し、日常生活上必要とされる知識の習得や情報交換の場を設け、生活の円滑化を図ることを目的に教室を開催します。

盲ろう者生活訓練教室の開催

- ( a ) 開催日 : 平成 2 8 年 7 月、9 月、1 1 月 予 定 ( 年 3 回開催 )
- ( b ) 会 場 : 仙台市福祉プラザほか

## ・幸町ウエルフェア温水プール（補助事業）

宮城県・仙台市の補助を受けて運営している当プールは、障害を持つ方々と高齢者や一般の方々が共に利用できる公共性の高いスポーツ・リハビリテーション施設として関係団体、利用者に評価されています。障害者・高齢者の方々の体力増進の場及びスポーツ・リハビリテーション施設としての機能を活かしながら、安全管理と利用者へのサービス向上、職員のサービス意識と危機管理意識の定着に努めていきます。

プールの水質の保持と設備の性能維持に取り組むとともに、地域の方々の利用促進を図り、当プールが障害を持つ方々と一般の方々との「共生の場」として、交流の場の提供に努めていきます。

更に、支援学校、学校のスポーツクラブ、障害者施設の団体利用が増えており、安全面に配慮しつつ楽しんでいただけるよう努めていきます。

また、水泳教室等を開催し、障害児・者の福祉の増進、高齢者のリハビリテーション、一般の方を含めたレクリエーションの拡大を図ってまいります。施設老朽化が進んでおり、毎年、設備機能の低下や修繕箇所が随所に見られ、厳しい環境での運営ではありますが、利用者の当プールに対する要望を踏まえて、快適に利用していただけるよう管理体制と有効的な運営方法の的確な推進に努めていきます。

さらに、「地球環境に配慮したエコ活動」に取り組み、「省エネ対策」の徹底した実施を通し経費の節減を図っていきます。

### 1．重点事項

地域の一般利用者や障害者、高齢者へのスポーツ・リハビリテーションとしての水泳・水中歩行の効果をPRし、健康維持、機能回復及び利用者の交流の場と機会の提供を目指して、隣接する宮城県障害者福祉センター・同障害者総合体育センターとの連携による事業の推進を図っていきます。

施設の整備と職員の教育指導に努め、利用者の方々へのサービス向上を図ります。施設管理を適切に行い、「きれいで安全なプール」の評価を維持するよう努めていきます。

安全管理の徹底と教育指導を徹底することで事故防止に努め、日頃からの安全訓練強化と防災意識向上の徹底を図っていきます。

宮城県障害者総合体育センターとの施設の共同管理を積極的に推進し、効果的なスポーツ・リハビリテーション施設として利用者へのサービス向上に努めていきます。

「地球環境に配慮したエコ活動」に取り組み、省エネ対策の徹底した見直しをとおして効率の改善を図るとともに、「環境配慮」の意識の定着を図っていきます。

### 2．事業及び関連事業

#### （1）障害者等水泳教室

以下の9区分で、各コース1課程10回とします。実施期間は、各コースとも5月から7月、9月から11月、1月から3月で、それぞれ年間3課程実施します。

豊齢者コース  
一般女性コース  
中高年女性コース  
障害児・者 親子 前半コース  
障害児・者 親子 後半コース  
障害者コース  
障害者シンクロ初心者（リズム）コース  
障害者シンクロコース  
障害児・者 母親コース

(2) 水中エアロビクス

年間3回計画し実施します。1課程の日数は5日とし、4月・7月・11月に行ないます。

(3) 水泳普及指導日（ワンポイントアドバイス）の設定

夏期の混雑する時期を除き、毎週水曜日の午後にプール内に指導者を配置し、希望者の方々に無料で水泳指導及び水中運動指導を実施します。

(4) レクリエーション

障害を持つ方々と一般の方々に交流の場を設け、実施します。

(5) 救急法の講習会

監視要員に、救命救急法（AED含む）の講習を1回以上、実施します。

(6) 職員研修

プール勤務者に、他プール施設の運営等についての研修の機会を設けていきます。

(7) センターまつり2016！への参画（三施設合同開催）

宮城県障害者福祉センター事業「センターまつり2016！」に参画し、施設利用者と共に交流促進を図っていきます。

(8) 地域公益活動

ホームページ公開

センターまつりへの参画（無料開放等）

### 3. 環境配慮の推進

(1) エコ活動への取り組み

再生用紙の購入、使用に努めていきます。

電気、燃料（重油・灯油）等のエネルギー資源や水道水の節減に努めていきます。

(a) 空調機器等の運転基準を定め省エネ運転の徹底に努めていきます。

(b) 利用者不使用時の照明等の消灯の徹底に努めていきます。

( 2 ) 日常業務の見直し

用紙類の使用経費の抑制を図っていきます。

( a ) 資料や印刷物の必要部数だけの印刷を励行します。

( b ) ミスコピー紙等の再利用及び両面コピーの励行に努めていきます。

物品等の計画的な使用と管理の徹底及び適正量の購入に努めていきます。

## **XI . 宮城県障害者総合体育センター（指定管理施設）**

平成26年度から宮城県の指定管理者として指定を受けました。障害者体育施設として常に利用者の立場に立った心のこもったサービスの提供、各種事業を通して施設利用者の促進を目指していきます。

当センターが、スポーツを通して障害を持つ方々と一般との方々との「共生の場」として、障害者の社会参加と自立への意欲の向上に努めていきます。

また、隣接施設の宮城県障害者福祉センターや福祉関係団体、障害者スポーツ団体、その他関係機関等との連携をさらに強化し、総合的な事業の展開とより効果的な継続性のあるサービスの提供を行ない、円滑な安定した組織の運営を踏まえた新たな障害者総合体育センターへの発展を目指します。

管理業務にあたっては、宮城県の「わが社のe行動（eco do!）宣言」制度の環境配慮実践事業者として、組織における環境配慮の取り組みを推進しながら円滑な安定した組織の管理運営に取り組んでいきます。

### **管理運営上の基本方針**

障害者がスポーツ・レクリエーション活動を通じて健康の増進や機能の回復向上を図り精神的にも自信と勇気を養い、自立と社会参加を促進し、健康で豊かな日常生活を築くよう支援することを基本方針とします。

いつでも、誰でもが、安心して、気軽に利用し、スポーツに親しめる環境作りに努めます。

支援を必要とする利用者のニーズに対応できるよう職員の資質向上とボランティアの育成に努めます。

他の施設や組織と連携を充分にとりながら、あらゆる社会的資源を活用し、障害者スポーツの普及とレベル向上に努めます。

障害のある人もない人も共に参加でき、楽しめるスポーツ・レクリエーションの開発・普及に努めます。

経費節減を図り効率的な運営に努めます。

### **事業の重点目標**

障害者スポーツの指導体制の確立及び競技団体の指導者等研修体制の確保に努めます。障害者スポーツの普及促進及び競技者の相談体制の構築と競技団体育成の推進に努めます。

関係機関等との連携強化の実施と連携に基づくスポーツ事業(活動)への積極的支援（職員派遣を含む）に努めます。

公共施設としての地域活動の実施に当たり、宮城県障害者福祉センターとの合同事業の開催によって、事業のより効果的な推進を目指します。

施設利用者のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供に努めるとともに、より適正な対応を目指して、職員研修の機会を確保し職員の資質向上に努めます。  
適切な施設の維持管理と安全管理体制の確立を図ると共に、東日本大震災での教訓を生かし、安心して利用できる施設を目指します。  
環境配慮の取り組みを通し、経費節減に努めます。  
事業の企画・実施にともなう評価を通し、より有効的で継続性のある事業の推進に努めます。

## 1. 障害者スポーツ活動普及促進事業

### (1) スポーツ研修・教室等の開催

#### スキルアップ研修会（年1回）

各種スポーツに対する技術的、医学的面からの運動に関する基礎知識等を学び障害者スポーツに取り組む競技者のレベルの向上を図り、より安全で健康的な障害者スポーツの普及・拡大に努めます。

#### スポーツ交流ひろば

心身のリラックスと適度な運動メニューを組み込んだ各種目の教室・大会等を提供し、健康的で充実した余暇の過ごし方を考えるきっかけづくりを図ります。

- ・風船バレーボール教室 年12回
- ・風船バレーボール大会 年1回
- ・センターまつり2016！（福祉センター、プール共催） 年1回
- ・ニュースポーツ教室 年5回（卓球バレー・キンボール等）
- ・種目別スポーツ教室 年5回（スラローム・ビーンバック等）
- ・ノルディックウォーキング教室 年5回

### (2) 地域巡回指導「障害者スポーツ塾」

県内の各市町村、支援学校、小中学校及び施設等を訪問し、日常生活の中で簡単に取り組める「楽しい障害者スポーツ」を紹介することによって、地域の中で障害者スポーツへの理解と協力を得るとともに、関係機関等との連携を通して地域内での定着を目指します。

- ・年間10回(学校・市町村・施設関係)

### (3) 健康教室

初心者やスポーツ活動に不安を抱えている方々に健康管理や適正な運動について専門知識を持った講師及び職員による指導・助言等を行い、障害者スポーツの底辺拡大を図ります。

- ・ストレッチ（体操）教室 年12回

(4) 啓発・情報の提供

ホームページ、機関紙等を通じて障害者スポーツに関する情報を提供します。

機関紙「スロープ」発行	年2回
事業広報・利用促進チラシ配布	随時

(5) 障害者スポーツ普及活動への協力

利用者、利用団体の依頼に応じて練習相手、審判、指導等総合的に支援を行います。小中学校等の教育機関又は地域スポーツ活動団体等の要請に応じて障害のある方や当センター職員を講師として派遣し、各種スポーツ教室・大会・講習会或いはキャップハンディ体験プログラム等での紹介・指導、支援等をおこないます。

・年間を通し随時

(6) 施設の貸し館業務

障害者スポーツ活動を目的とする個人や団体に対し、体育館やグラウンドを優先的に貸し出すことによって、障害者スポーツ活動の普及と障害者と健常者の「共生の場」を目指します。また、それ以外を目的とする個人や団体に対してもスポーツ団体等への貸し出しも行います。

## 2. サービス向上推進事業

(1) 利用者サービスの向上に向けた取組み

運営協議会の設置運営

体育センターの円滑かつ効果的な運営並びにサービスの向上を図るため、障害者団体や関係団体、関係諸機関から選出された委員で、施設運営や施設利用に関すること並びに主催事業、その他体育センターの管理運営上必要な事項、運営方針等について協議するため運営協議会を設置し、「宮城県障害者総合体育センター運営協議会設置要綱」に基づき協議会を運営します。

・年2回開催(前期5月・後期12月)

利用調整会議の設置運営

体育センターの利用にあたっては、施設利用の公平性を期すため、「宮城県障害者総合体育センター利用調整会議設置要綱」に基づき利用希望する障害者団体及び一般利用者団体の代表者による利用調整会議を開くことにより、体育センターの利用を円滑かつ効果的に行っていきます。

・年3回開催(6月・10月・2月)

苦情解決委員会の設置

体育センターの利用に当たってのトラブルの未然防止と軽減に努めると共に、寄せられた苦情については、「苦情解決制度の手順」に従って解決を図っていきます。

虐待防止委員会の設置

障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた利用者への保護等を目的に平成24年10月より設置し、施設内で安全に安心して活動できるよう積極的に支援していきます。

## (2) 利用者の要望の把握と反映の方法

### 利用者のニーズの把握

体育センター内に「意見箱」を設置し、利用者のニーズ、苦情、意見、感想等を把握することによって、施設の運営や事業の企画に反映していきます。

また「意見箱」への投稿に対しては、内容を検討し掲示板等により回答に努めます。

## (3) 利用者の増加策

魅力ある事業・メニューの展開と利用者との信頼関係の構築を図ります。

体育センターの事業、貸館利用法を紹介するチラシを作成し、地域の町内会や学校、公共施設へ配布します。

## 3. 安全管理と防災対策

施設利用される方々が、安全に安心して利用できるよう日常点検、施設設備点検、職員の防災意識向上、及び利用者への施設利用前後の準備運動の徹底と事故防止を図ります。

特に東日本大震災での教訓を生かし、近隣施設との連携強化、情報提供等に努めます。

避難訓練	年2回
消防設備点検	年2回
施設内外の日常点検	随時
災害用非常食、救急用品の備蓄	随時
防災対策、交通安全の研修会	随時

## 4. 環境配慮への取組

宮城県の「わが社のe行動(eco do!)宣言」による「環境配慮実践事業者」として、積極的に環境に配慮した取組みの実践に努めます。

### 取組項目

- 物品等の調達に当たっての配慮
- 省エネルギー対策
- 自動車燃料使用量の削減
- 省資源対策
- 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

## 5. 地域広域活動

当体育センターの主催事業等には利用促進のためのパンフレットを配布しており、年2回発行の機関紙「スロープ」ではスポーツ教室・各種スポーツ地域巡回指導の紹介をして、情報等の提供をおこないます。

また、体育施設の貸出として、宮城野区を中心とした障害者以外の団体・個人に開放して、障害のある人もない人もスポーツ・レクリエーション活動ができる体育施設を目指します。



## 6. 自主事業計画

体育センター事業の効果的推進を図るため、センター独自の事業を実施します。

### (1) 施設利用者各種大会

体育センター利用団体を対象に、初心者から上級者まで日頃の練習の成果を発揮できる場として、また、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的として、交流のできる楽しい大会を開催します。

### (2) 救命救急法(AED操作を含む)講習会

利用者の病気、運動中のけが等は、突発的に起こることが多く、日頃から職員の意識付けが必要であることから、体育センターを含め近隣の各施設や障害者団体、体育センターや温水プールの利用者を対象に、消防署職員の指導のもと救命救急訓練を実施し、緊急対応の意識の定着を図ります。